

【資料6】

タイムラインの作成（修正）について

タイムラインの作成（修正）について

1 現状

タイムラインは、関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、防災行動とその実施主体を時系列で整理した行動計画を作成するものです。

水位周知河川に指定の河川について、タイムラインを作成することとしており、現在、20市町村 32 河川において作成済みです。

河川課で策定の支援を行いますので、今年度中にすべての対象市町村、河川で策定するよう取り組みをお願いします。

2 タイムラインの対象

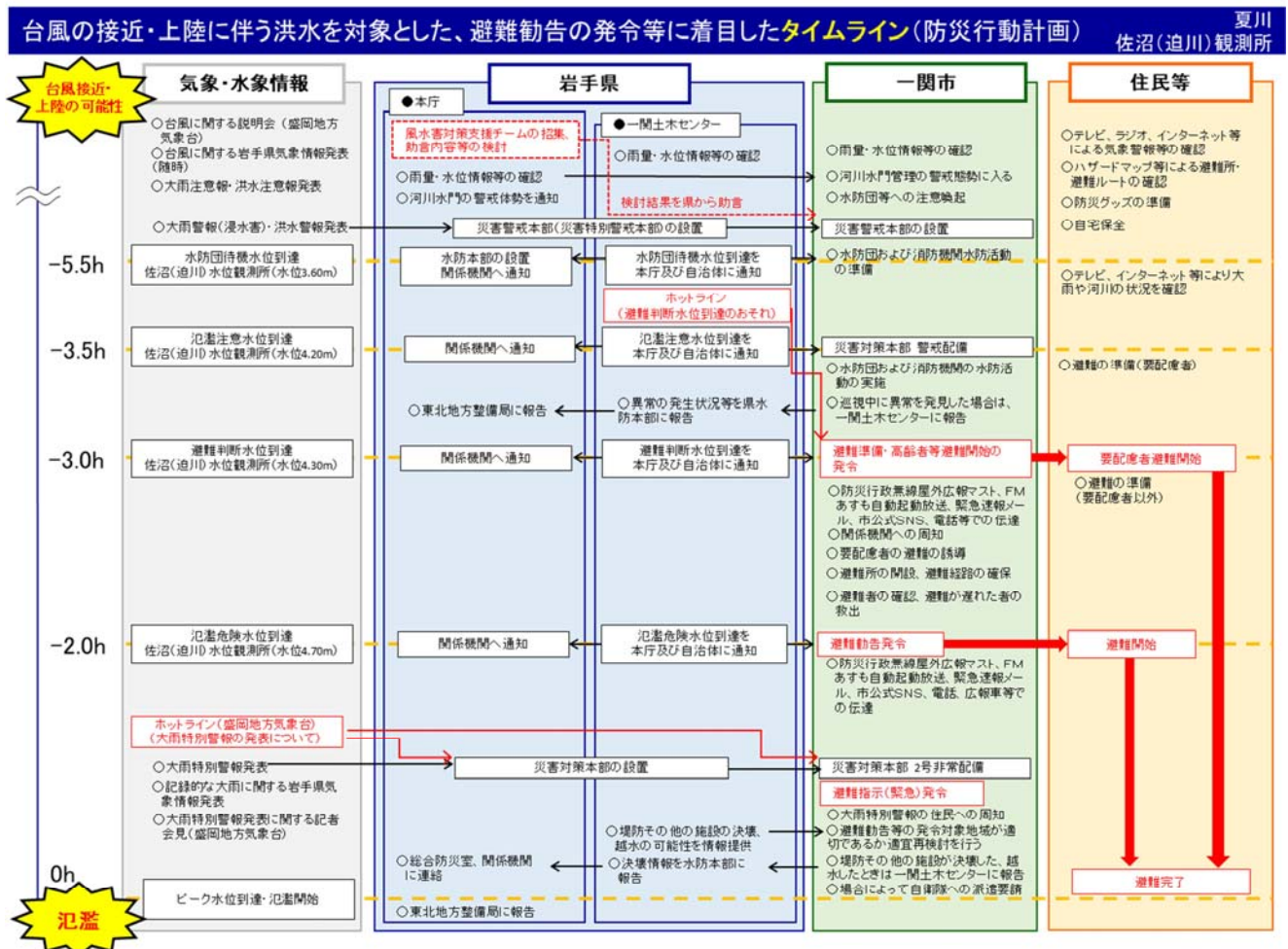
対象とする災害：台風の接近・上陸に伴う洪水

対象とする河川：水位周知河川に指定されている河川

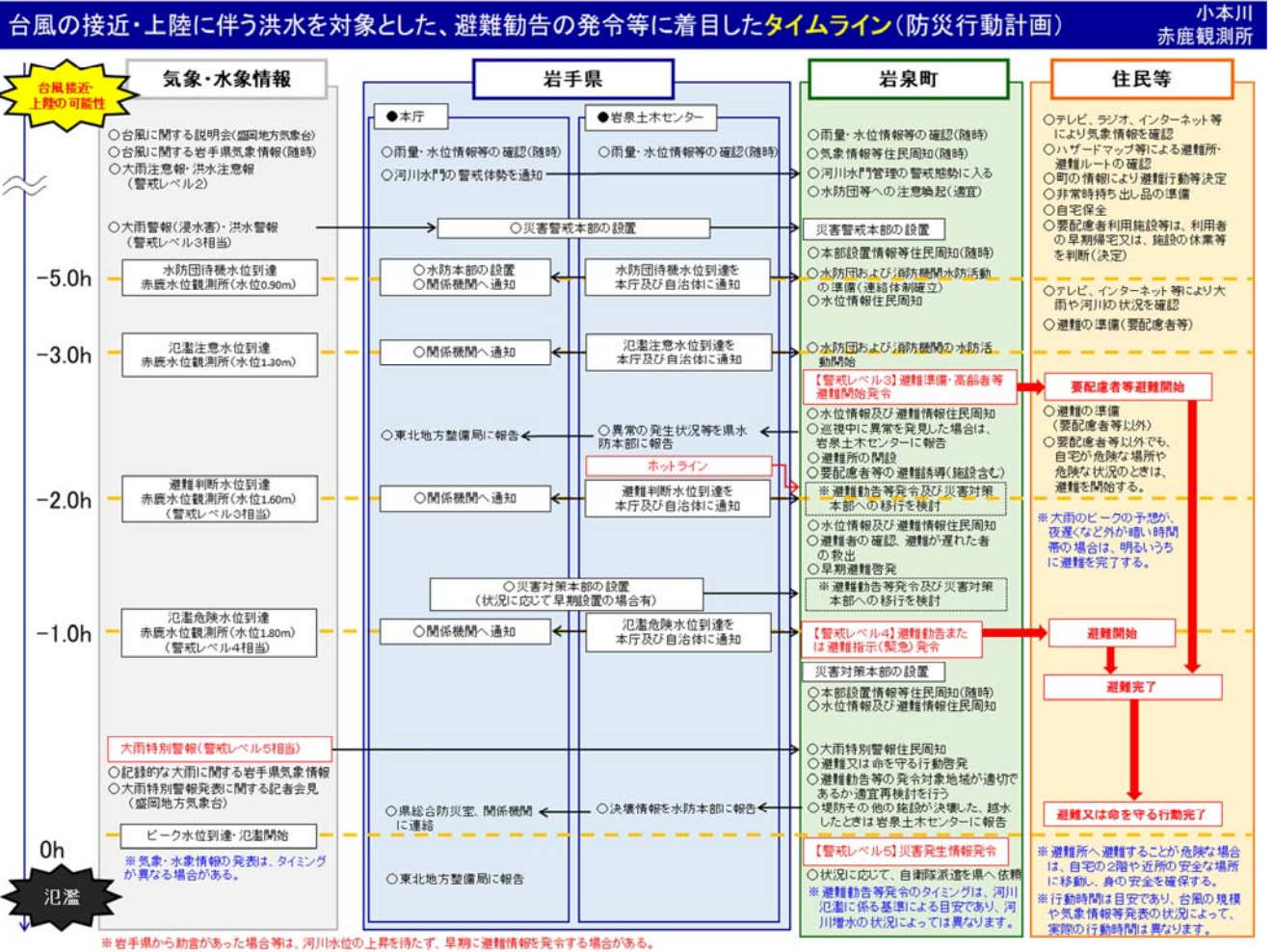
3 タイムラインの修正

気象庁で警戒レベルの運用が開始されたことから、作成済のタイムラインについて修正が必要となる場合があります。

(1) 現行のタイムライン



(2) タイムライン修正 (案)



(3) 修正内容

避難勧告等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編)の運用が開始され、レベル3の避難準備・高齢者等避難開始、レベル4の避難勧告、避難指示、レベル5の災害発生情報をタイムラインに反映させるように修正をお願いいたします。

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編))				気象警報等	
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	種類	
○避難勧告等の対象とする区域 ・洪水ハザードマップやその基となる各河川の洪水浸水想定区域を基本として設定する。 ○立退き避難が必要な状況 ・河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合 ・山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合 ・氾濫した水の浸水の深さが深く、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合 ・人が居住・利用している地下施設・空間のうち、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合	5	災害発生情報	・決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合) ※大雨特別警報(浸水害)の発表時には、洪水警報の危険度分布を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。 ・A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれがある場合) ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・種門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)	氾濫発生情報	大雨特別警報(浸水害)
	4	避難勧告	・A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)である〇〇mに到達した場合 ・A川のB水位観測所の水位が一定の水位(〇〇m)を越えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② A川の洪水警報の危険度分布(「非常危険」(うす紫)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) ③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合) ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布 流域雨量指数の予測値
	3	避難準備・高齢者等避難開始	・A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合 ・A川のB水位観測所の水位が一定の水位(〇〇m)を越えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② A川の洪水警報の危険度分布(「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合) ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	氾濫警戒情報	洪水警報 洪水警報の危険度分布 流域雨量指数の予測値

4 その他

新たに水位周知河川に指定される河川については、タイムライン作成に向けた検討を進めていただき、可能な限り早期にタイムラインの作成をお願いします。

なお、既にタイムラインを作成済みの市町村・河川においては、災害時における運用結果や水防訓練等を踏まえて、タイムラインの見直しが必要となった場合は、県河川課まで連絡をお願いします。